

修正国際基準公開草案第6号

『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第6号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』（2018年6月18日公表）

2. コメント募集期間

2018年6月18日～2018年9月7日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2018年12月27日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	公益社団法人 リース事業協会
CL02	一般社団法人 日本自動車リース協会連合会
CL03	有限責任監査法人トーマツ
CL04	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会サブリース事業者協議会
CL05	一般社団法人 日本経済団体連合会

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL06	田淵 隆明	公認システム監査人 IFRS&公会計&公共政策コンサルタント

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、当委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問1 今回のエンドースメント手続の対象としたIFRS第16号に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について		
1) 本公開草案の提案に同意する。	今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第16号「リース」（以下IFRS第16号という。）について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
2) 本公開草案の提案に同意するが、判断根拠の説明を見直す必要がある。	<p>同意する。</p> <p>ただし、本公開草案第33項の説明は不十分であり、書き直しが必要と考える。</p> <p>従来のエンドースメント手続では、評価の対象とする論点を抽出し、各論点について「削除又は修正」の要否を検討、その結果を示していた。しかし、本公開草案では、各論点における「削除又は修正」についての見解を示さず、第33項で「総合的な評価」として「削除又は修正」を行わないとの結論を述べている。</p> <p>エンドースメント手続は、従前と同じ方法で行うべきであり、仮にその対応が難しく、手続方法を変更するのであれば、変更する旨、なぜ変更後の方法とするのか、変更後の方法が最善であるとする根拠を示すべきである。</p> <p>また、「総合的な評価」としたことで、各論点の問題点がぼやけてしまい、本当に「削除又は修正」を行わないでよいのかどうかを判断するための根拠が明瞭に示されておらず、この観点からの説明も不足している。</p>	<p>今回のエンドースメント手続では、5つの論点に分けて検討を行っているが、左記コメント及び3)のコメントのとおり、「コメントの募集」第33項の総合的な評価は「削除又は修正」を行わない判断の根拠が明瞭に示されていないと指摘されていることから、より丁寧に説明を行うため、5つの論点のうち2つの中心的な論点（「すべてのリースに係る資産及び負債の認識」及び「単一の費用認識モデル」）について一定の評価を行ったうえで、エンドースメント手続の判断基準（「コメントの募集」第7項）に基づき、IFRS第16号を総合的に評価することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>3) 本公開草案の提案に同意しない。</p>	<p>以下の理由から、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）の提案に対して同意しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「削除又は修正」を行わずにIFRS第16号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対するASBJとしての分析・評価を加えるべきである。 IFRS第16号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、適用後の状況を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。 我が国の大多数の企業・借手に、我が国リース会計基準の方向性について誤解を生じさせる懸念があるため、IFRS第16号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。 <hr/> <p>以下の理由から企業会計基準委員会の提案に対して同意しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> すべてのリース取引に資産および負債を認識させることは、リース取引の多様性と経済実態が反映されない。 すべてのリース取引に資産および負債を認識させること及び単一の費用認識モデルは、顧客に対して多大なる手間とコストを強いることとなる。 企業会計基準を検討する前にエンドースメント手続を実施することは、我が国の会計基準の方向性が決定したかのような誤解を与える可能性が高い。 「削除又は修正」を行わずエンドースメント手続に至った根拠が明確でない。 <hr/> <p>当協議会は、賃貸住宅のサブリース事業者（以下、「サブリース事業者」）で組織する国内唯一のサブリース事業者団体である。当協議会はIFRS第16号が、我が国で一般的に普及している賃貸住宅のサブリース事業の経営成績や財政状態を適切に表示することができず、また実務的にも受け入れ難い会計基準であると考えており、当該基準を「削除又は修正」を行わないとする提案に強く反対する。</p>	<p>左記のコメントでは、IFRS第16号について「削除又は修正」を行わない提案に対して、次の点から同意しないとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「削除又は修正」を行わないと判断する根拠の説明が不十分である。 IFRS第16号はリース取引の経済的実態を反映しない。 「削除又は修正」を行わないとの判断は、現時点で時期尚早である。 IFRS第16号は、借手の財務諸表作成者に多大な負担を強いる。 <p>上記のコメントについては、それぞれ以下の4)-7)で対応を記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>4) 「削除又は修正」を行わないと判断する根拠の説明が不十分である。</p>	<p>以下のとおり、本公開草案は、「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。</p> <p>(1)ASBJ は、5 つの論点に対する我が国を含む関係者からの懸念と IASB の対応を整理したうえで (第 11 項から第 32 項)、IASB が一定の対応を図り IFRS 第 16 号を最終化し、その後、IASB における見直しの動きがないことなどから、懸念について国際的に意見発信することは難しいと考え、また 5 つの論点はこれまでの「削除又は修正」を行った項目ほどの重要性はないことも踏まえて「削除又は修正」を行わずに受け入れ可能と判断した (第 33 項)。</p> <p>(2)我が国関係者からは、オペレーティング・リースをオンバランスすることについて、経済的実態と整合しないこと、サービスの性質を有する契約もリースとして判定されること (第 13 項・第 14 項)、あるいはコスト負担・実務上の負担が大きいこと (第 18 項) など、多くの疑問や懸念の声が出されている。当協会が我が国の財務諸表作成者から聴取したところ、「支配」に依拠して「使用権資産」という実在しない資産の計上を要求すること、借入金としての意識が全くないオペレーティング・リース負債を計上することに対して強い懸念を抱いている。こうした懸念に対して、本公開草案は、IASB の対応を紹介するのみである。</p> <p>(3)単一の費用認識モデルについては、リースの経済的実態の多様性を反映しないとして、特に強い懸念が示されている (第 23 項)。ASBJ は、IASB の 2013 年の改訂公開草案「リース」に対するコメントの中で、リース契約の経済的実質の多様性を踏まえて異なる会計処理を設けることを支持している。それにもかかわらず、ASBJ としての検討・評価も無しに IFRS16 号の単一の費用認識モデルを「修正又は削除」しないで受け入れることについては、大いに疑問を感じる。</p> <p>(4)今後の日本基準の検討 (国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討) においても同様の議論が行われると思われるが、国・地域で法制・税制等の周辺</p>	<p>左記コメントでは、次の点に関する関係者の懸念への当委員会としての分析、評価がなく、受け入れ可能とした判断プロセスが不明確とされている。</p> <p>(1) オペレーティング・リース取引に係る資産及び負債の認識については、当該取引がサービスに近い性質を考慮すると経済的実態と整合せず有用性が乏しいと考えられること</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引に係る資産及び負債の認識については、実務上の負担が大きいこと</p> <p>(3) 費用認識に関して、単一の費用認識モデルは経済的実態の多様性を反映しないとの懸念があり、当委員会も、2013 年の IASB 改訂公開草案に対して借手のリースを 2 タイプに分類することを支持した点について、検討・評価がないこと</p> <p>(4) IFRS 第 16 号を「削除又は修正」を行わずに受け入れることが、我が国の法制・税制等の周辺制度や</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>制度が異なる場合において、IFRS 第 16 号が単一の高品質でグローバルに認められた会計基準といえるかどうか、IFRS 第 16 号が世界経済（日本経済）の発展の礎となるか、「修正又は削除」しないで IFRS 第 16 号を修正国際基準として受け入れることが問題ないといえるかどうかを、ASBJ として、十分に検討し判断する必要があると考える。</p> <p>以下のとおり、「削除又は修正」を行わずエンドースメント手続に至った根拠が明確でない。本公開草案では、第 33 項において、本協会が提示する懸念を認識しているものの、①IFRS 開発過程で最終化されたこと、②最終化以後各国から指摘がないこと、③IASB において見直しの動きがないこと、を理由に「削除又は修正」を行う重要性はないとしている。</p> <p>しかし、ここに国内市場関係者からの意見・要望・懸念は検討されていない。「エンドースメント手続における検討」の中で示されている懸念項目に対し、IFRS 第 16 号が受け入れ可能と判断した根拠を明確に提示すべきである。海外の動きを根拠に「削除又は修正」を行うほどの重要性はないと判断しているが、米国会計基準とでは借手側で処理に差異がある。また、国内市場関係者の意見も集約されているとは言い難く、国内市場関係者の意見や懸念等をもっと広範囲に時間をかけて調査したうえで判断すべきである。</p>	<p>経済発展を考慮した場合に適切といえるか、検討・判断がないこと</p> <p>(5) 関係者の意見が集約されずに結論に至っていること</p> <p>これらの指摘について、次のように考えている。</p> <p>(1) 当委員会では、2013 年に IASB が公表した公開草案に対して、リースには様々な経済的実態のものが含まれるため、いわゆるレンタルのようにリース期間が原資産の耐用年数に比してごく短期であるものまで一律に資産及び負債を認識することは当該経済的実態を反映しないのではないかとのコメントを提出している。</p> <p>その一方で、「公表にあたって」第 22 項の記載のとおり、原則として全てのリースに係る資産及び負債を認識するとの IFRS 第 16 号の取扱いについて、IASB が論拠として示している大半の財務諸表利用者の見方を我が国におけ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>る企業評価の実務でも確認できる場合があることから、全てのリースに係る資産及び負債を認識することにも相応の有用性が認められると考えられる。</p> <p>なお、IFRSの開発過程でIASBより提案される公開草案等へのコメントは、より高品質な会計基準の開発への貢献のために行うものである一方、最終化されたIFRSに対するエンドースメント手続については、一定のデュー・プロセスを経て最終化された基準について、なお、受け入れ難いか否かの評価を行うものであり、両者の評価の水準は異なると考えられる。</p> <p>(2) エンドースメント手続では、IFRS第16号の開発過程も含めた我が国の市場関係者の懸念を整理しており、当該整理には、市場関係者の実務上の負担の懸念も含めて検討した。また、「公表にあたって」第23項の記載のとおり、実</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>務上の困難さのあることを認識したうえで、なお、受け入れ難いとする私の我が国特有の事情は見出されないことから、「削除又は修正」を行うことは適切ではないと考えられる。</p> <p>(3) 当委員会では、IASB の改訂公開草案（2013 年）に対するコメント・レターで、リース取引の経済的実態の多様性を踏まえて、費用認識に関して 2 つの区分に分類することを支持した。</p> <p>一方で、(1) の対応に記載したとおり、我が国の企業評価の実務で IFRS 第 16 号と同様の見方を採っていることを確認しており、IFRS 第 16 号が採用する単一の費用認識モデルにも一定の論拠があると考えられる（「公表にあたって」第 28 項）。</p> <p>そのため、最終化された IFRS を受け入れ可能か否かの評価を行うエンドースメント手続において</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>は、IFRS 第 16 号が採用する単一区分モデルを否定するまでには至らないと考えられる。</p> <p>(4) 修正国際基準については、連結財務諸表への適用を念頭に置いており、IFRS 第 16 号の適用に関して、我が国の法制・税制等の周辺制度への影響は限定的と想定される。</p> <p>(5) 当委員会では、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続に関して、公開草案公表前に作業部会で 6 回、企業会計基準委員会で 9 回の審議を行っており、また、それらの審議を反映した本公開草案を公表している。これらの審議や本公開草案へのコメントの募集が当委員会における意見収集の手続であり、エンドースメント手続に必要と考えられる我が国の関係者の意見を収集して検討を行っている。</p>
5) IFRS 第 16 号はリース取引の	以下のとおり、すべてのリース取引に資産および負債を認識させることは、リース取引の多様性と経済実態が反映されない。	左記コメントでは、自動車リースについて、顧客が求めている便益は車両

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>経済的実態を反映しない。 (自動車リース)</p>	<p>顧客の車両管理業務アウトソーシングニーズが強い自動車リースにおいては、リース取引によって顧客に提供される便益はファイナンス的要素よりも使用による役務提供的要素が強く、一律オンバランスとすることになじまない。大半の顧客が求めている便益は使用による役務提供と車両管理のアウトソーシングニーズであり、物を購入するための資金ニーズではない。取引の本質はヒトやモノの移動手段の提供であり、物を販売・購入する際のファイナンスとは全く別の経済行為である。全く別の経済行為を同一取引として比較可能とすることは、誤った情報を伝えることになりかねない。</p> <p>また、第 15 項において「オペレーティング・リースに関する情報の透明性が欠けている」としているが、現在の注記情報で何が欠けているのか明確でない。注記情報だけでは不足であり透明性が確保できない理由を明確にすべきである。</p>	<p>の使用による役務提供と車両管理であり車両の購入でなく、移動手段を提供する取引と購入のためのファイナンス取引は別の経済行為であり、それらを比較可能とする必要はない、とされている。</p> <p>自動車リースについては、リース料の中に車両本体のリースに係る部分と車両管理（メンテナンス）のサービスに係る部分が含まれ、一般的に、後者部分が相当程度、含まれていると考えられる。</p> <p>この点、IFRS 第 16 号では、原則として、サービスに係る部分と物件のリースに係る部分を区分して会計処理することとされる。</p> <p>メンテナンス部分を除く車両本体のリース部分については、移動手段の機能の提供というサービスの性質を有することは確かであるが、一方で、借手に特定の車両を引き渡して利用可能とする点で特定の物件のリースとしての性質も否定できないものと考えられ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>る。そのため、最終化された IFRS を受入れ可能か否かの評価を行うエンドースメント手続においては、IFRS 第 16 号が採用する会計処理を受け入れ難いとするまでには至らないと考えられる。</p>
<p>5) IFRS 第 16 号はリース取引の経済的実態を反映しない。 (賃貸住宅の長期一括借上げ)</p>	<p>一括借上げ契約は、サブリース事業者がオーナーから物件を一括して借り上げる契約である。法形式的にはオーナーとの長期一括借上げ(ヘッドリース)契約と入居者に対する転貸(サブリース)契約の組み合わせである。我が国においては、一般的にオペレーティング・リース取引として賃貸借処理が行われているが、IFRS 第 16 号には以下の問題があり、これを「削除又は修正」しない提案に同意できない。</p> <p>(1) サービス契約がリースと判定され、経済的実態を適切に反映しない会計処理が行われる。</p> <p>長期一括借上げは、法的にはリースの形態を取っているが、実質はオーナーの賃貸経営の代行サービスである。しかし、IFRS 第 16 号を適用するとリースとして判定されてしまい、使用权モデルの会計処理が適用される。その結果、資産、負債のオンバランス、前加重の費用計上など、企業の事業モデルを適正に表示しない財務報告が作成されてしまう。</p> <p>このような問題点を改善するために、例えば以下のような修正が必要であると考え。</p> <p>① 現行のファイナンス・リースに該当する場合を除き、不動産のリースについては、現行のオペレーティング・リースの賃貸借処理とする。</p> <p>② 契約がリースを含んでいるのかどうかを企業が判定する方法に、事業モデルの観点からの評価を追加し、サービス契約がリースに該当しないようにする。</p> <p>③ 長期一括借上げには、貸手が(数ヶ月前の予告期間で)いつでも契約を解除できる契約が存在する。貸手が契約解除権を有している場合は、借手はもはや原資産の使用を支配してい</p>	<p>左記コメントでは、賃貸住宅の長期一括借上契約については、次の点で、経済的実態を反映しないと指摘している。</p> <p>(1) 実質的に所有者の賃貸経営の代行サービスであり、リースではない。</p> <p>(2) 請負工事契約と一括借上契約がセール・アンド・リースバック取引とみなされる結果、賃貸住宅の建設・販売に係る損益が繰り延べられ、その後のリース期間にわたって配分されることとなる。</p> <p>(3) サブリース契約がオペレーティング・リースに該当する場合、ヘッドリース契約とサブリース契約で損益にミスマッチが発生する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>るとはいえず、このような契約はリースには該当しない。IFRS 第 16 号では、供給者が資産を入れ替える実質上の能力を有している場合は、契約の履行が特定された資産の使用に依存しないため、リースと判定されないとされている。貸手による契約解除権は、資産を入れ替える実質的な権利と比較して、貸手による資産の支配という点においてより強力である。したがって、貸手が契約解除権を有している場合にリースに該当しないようにする。</p> <p>(2) 請負工事契約と一括借上契約がセール・アンド・リースバック取引とみなされ、経済的実態と著しく乖離する会計処理が行われる。</p> <p>サブリース事業者のグループ会社がアパート等の賃貸住宅を建設し賃貸住宅オーナーに販売のうえ、サブリース事業者が一括借上げを行うことから、連結財務諸表作成に際してこれらの取引はセール・アンド・リースバックに該当する可能性がある。</p> <p>これについて、IFRS 第 16 号は、売却取引が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の売却処理の要件を満たさない場合は金融取引として会計処理することを要求している。また、IFRS 第 15 号の売却処理の要件を満たした場合であっても、リースバック期間に対応する売却損益は売却時に認識せず繰り延べられる。しかし、売却した資産と当該資産から生じる使用権とは別個のものであると考えるべきであり、会計処理において相互に影響を受けてはならないと考えられる。</p> <p>したがって、米国会計基準のように売却処理の要件を満たした場合は売却損益を全額売却時に認識するように修正する、あるいは、現行の日本基準のようにリースバック取引がオペレーティング・リースに該当する場合は売却損益を全額売却時に認識するように修正することを強く要求する。</p> <p>(3) サブリースがオペレーティング・リースに該当する場合、ヘッドリースとサブリースで損益にミスマッチが発生する。</p> <p>サブリースから生じる受取リース料は定額法等の規則的方法により収益として認識される</p>	<p>上記の指摘は、長期一括借上契約の経済的実態を賃貸住宅オーナーに対するサービスを構成するものと捉える考え方を基礎としていると考えられる。一方、「4」「削除又は修正」を行わないと判断する根拠の説明が不十分である。」のコメントへの対応に記載したとおり、リースを使用権の取得に伴う賦払いと捉え、リースに係る資産及び負債を認識し、金利費用の要素を考慮した前加重の費用処理を行うことも、会計上の考え方としては一義的に否定されるものではないと考えられる。そのため、最終化された IFRS を受入れ可能か否かの評価を行うエンドースメント手続においては、IFRS 第 16 号が採用する会計処理を受け入れ難いとするまでには至らないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>のに対して、ヘッドリースは前加重の費用計上となる。このため、会計上はリース開始当初に大幅な赤字を計上することになり、経営成績を適切に表示することができない。</p>	
<p>6) 「削除又は修正」を行わないとの判断は、現時点で時期尚早である。</p>	<p>ASBJ は、「中期運営方針」(2016年8月12日)に基づき、我が国リース会計基準について、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討を、本年6月から開始したところであり、現在、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない。また、「基準最終化以後、IFRSが適用される地域又は国からは重要な指摘はなく、IASBにおける見直しの動きがない。」(第33項)としているが、IFRS第16号と米国会計基準(ASC Topic842)とでは借手の会計処理で差異があり、IFRS16号の開発過程で我が国関係者が米国会計基準(ASC Topic842)とのコンバージェンスを求めてきた以上、IASBにおける見直しの動きがないという理由で国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと結論づけることは適当ではない。</p> <p>エンドースメント手続の目的と日本基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討の目的が異なるとしても、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、IFRS第16号及び米国会計基準(ASC Topic842)の適用後の状況を検証・確認した後に、判断すべきである。</p> <p>また、前述のとおり、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない状況の中、「削除又は修正」を行わずに修正国際会計基準として採択すると、エンドースメント手続の議論の詳細を承知していないASBJ関係者以外の大多数に対して、我が国リース会計基準をIFRS第16号と整合させるかの印象を与えることが懸念されるため、IFRS第16号のエンドースメント手続の実施を要望する声も出ていない状況の中、拙速に結論を出すべきではない。</p> <p>従って、IFRS第16号のエンドースメント手続は、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念の検討、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を経て、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。</p>	<p>修正国際基準は適用可能な1組の会計基準として提示するものであり、要求事項に含まれる適用時期もエンドースメント手続の対象となる。この点、当委員会では、基本的には、発効日及び適用に要する準備期間の確保を念頭にエンドースメント手続を適時に実施することとしており、そのような想定よりエンドースメント手続の完了が遅くなる場合でも、発効日までにエンドースメント手続が完了するように取り組んでいる。IFRS第16号も主要な会計基準として同様の方針でエンドースメント手続に取り組んでいる。</p> <p>また、4)でも記載したように、当委員会では、作業部会及び企業会計基準委員会における審議、及び本公開草案へのコメントの募集を通じて我が国の関係者の意見を収集している。</p> <p>よって、エンドースメント手続として、検討すべき事項への対応は実施し</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>企業会計基準を検討する前にエンドースメント手続を実施することは、我が国の会計基準の方向性が決定したかのような誤解を与える可能性が高い。</p> <p>企業会計基準の検討を先に行うべきであり、企業会計基準の方向性が確定したのちにエンドースメント手続は実施すべきである。その順序が逆になるのであれば、少なくとも本エンドースメント手続が、企業会計基準に何ら影響を与えるものではないことを明記すべきである。</p> <p>日本基準の開発に着手するか否かの検討が始まったばかりの段階で、IFRS 第 16 号を「削除又は修正」しないという結論を出すのは時期尚早である。</p> <p>我が国においては、多くの業界団体等が IFRS 第 16 号に反対している。日本のリース会計基準を慎重に検討したうえで、IFRS 第 16 号との差異を評価し「削除又は修正」の可否を決定すべきと考える。</p> <p>結論として、企業会計基準委員会が各利害関係者（当協議会含む）の意見を十分に聴取したうえで、IFRS 第 16 号を「削除又は修正」しない提案を見直されることを強く期待する。</p>	<p>ていると考えられるため、上記の取組方針に従うことに特段の問題はないと考えている。</p> <p>さらに、エンドースメント手続は、公開草案とともに公表された「コメントの募集」第 5 項から第 8 項に記載の趣旨に則り、IASB により公表された会計基準等について、我が国で受入れ可能か否かを判断するものであり、我が国の会計基準を開発する取組みとは異なる。</p>
<p>7) IFRS 第 16 号は、借手の財務諸表作成者に多大な負担を強いる。（自動車リース）</p>	<p>すべてのリース取引に資産および負債を認識させること及び単一の費用認識モデルは、顧客に対して多大なる手間とコストを強いることとなる。</p> <p>自動車リースは車両保有台数の多い顧客ほどリース利用率が高い。これは、単価が小さく台数が多い保有車両の、車両管理に対しての管理業務のアウトソーシングニーズに外ならず、IFRS 会計基準は顧客に多大なる会計業務を強いることとなる。</p> <p>これに関して、第 19 項において、「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」とされているが、その根拠は IFRS 開発過程の影響分析と EFRAG の影響分析である。ともに国内市場の関係者への調査ではない。</p> <p>また、自動車を保有すると、継続検査・法定点検・任意保険等の期日管理、修理点検整備内容の妥当性とその金額の検証、事故処理等の多大な維持管理業務が発生し、これらの維持管理業務をアウトソーシングするため、自動車リースのシェアは保有台数の多い顧客ほど利用率が</p>	<p>エンドースメント手続では、IFRS 第 16 号の開発過程も含めた我が国の市場関係者の懸念を整理しており、当該整理には、市場関係者の実務上の負担の懸念も含めて検討し、現在、IFRS 第 16 号の早期適用が行われ、強制適用のための準備が進められる中で、追加の懸念があるか否かも確認した。そうした中で、IFRS 第 16 号の適用にあたり実務上の困難さの観点から示される懸念に国内外で大きな相違はなく、実務</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>高い。顧客は、車両維持管理業務と合わせて会計業務（資産計上・減価償却等）もオペレーティング・リースによりアウトソーシングし省力化している。</p> <p>IFRS 第 16 号によれば、顧客は資産計上と費用化にあたって、リース契約を車両分・諸費用分・メンテナンス分に分解しなければならず、利息法に基づく利息相当額の算出など複雑な計算業務が必要となる。顧客にとっては業務負荷の増大は明らかであり、何をもって「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」と言い切れるのか不明である。</p>	<p>上の困難さの観点から、なお、受け入れ難いとする私の我が国特有の事情は見出されないことから、実務上の困難さの観点から「削除又は修正」を行うことは適切ではないと考えられる。</p>
<p>7) IFRS 第 16 号は、借手の財務諸表作成者に多大な負担を強いる。 （賃貸住宅の長期一括借上げ）</p>	<p>財務諸表作成の観点から、サブリース事業者に対して過重な負担を強いる。</p> <p>サブリース事業者が IFRS 第 16 号を適用した財務諸表を作成するためには、大規模なシステム開発や経理人員の増員など多大なコストがかかるが、それに見合ったベネフィットが得られない。特に中小のサブリース事業者にとっては、そのコスト負担は非現実的である。</p> <p>なお、IFRS 第 16 号が日本基準に導入された場合は、会社法上の大会社以外の会社（中会社、小会社）が負債増加により大会社となり、会社法監査など事務負担の増加が懸念される。</p>	<p>エンドースメント手続では、IFRS 第 16 号の開発過程も含めた我が国の市場関係者の懸念を整理しており、当該整理には、市場関係者の実務上の負担の懸念も含めて検討し、現在、IFRS 第 16 号の早期適用が行われ、強制適用のための準備が進められる中で、追加の懸念があるか否かも確認した。そうした中で、IFRS 第 16 号の適用にあたり実務上の困難さがあることは認識したが、実務上の困難さの観点から、なお、受け入れ難いとするまでには至らないと考えられることから、実務上の困難さの観点から「削除又は修正」を行うことは適切ではないと考えられる。</p> <p>なお、日本基準に導入された場合の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>影響のコメントは、日本基準の開発に係る検討の参考とする。</p>
<p>8) 今後の日本基準の開発等に関して、関係者に誤解を生じさせないための記載を行うべきである。</p>	<p>仮に、ASBJ が本公開草案に対するコメントの検討の後、IFRS 第 16 号を含む改正修正国際基準を採択する場合には、公表の際に、次のことを明記することを強く要望する。</p> <p>①IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性に影響を与えるものではなく、我が国リース会計基準については、「中期運営方針」（2016 年 8 月 12 日）に基づき、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととしている。</p> <p>②IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、IFRS 第 16 号が米国会計基準（ASC Topic842）と比較して高品質で適切であるとの判断に基づくものではない。</p>	<p>エンドースメント手続は、公開草案とともに公表された「コメントの募集」第 5 項から第 8 項に記載の趣旨に則り、IASB により公表された会計基準等について、我が国で受入れ可能か否かを判断するものであり、我が国の会計基準を開発する取組みとは異なる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9) 補足的記載や設例により関係者の理解の充実に努めるべきである。	<p>以下の点で考慮が必要であると思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リースを原則廃止することの意義は理解できるが、「少額資産」の定義において定量化が必要である。 ・第26項について、借手と貸手の会計処理の非対称性が残ってしまった旨の記載があるが、これを放置すると連結上の処理が曖昧となることが危惧される。 <p>また、一定の項目について補足的記載を行うとともに設例を設けることが必要である。</p> <p>この場合、制度改正の周知徹底のため、設例は個別と連結と双方設けるべきである。誤解している人が少なくない分野であり、手厚い情報提供が求められると考えられる。</p>	日本基準の開発についてのコメントであると考えられ、当該開発に係る検討の参考とする。
質問2 今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について		
10) 本公開草案の提案に同意する。	同意する。	
11) 持分法について設例を設けて周知徹底に努めるべきである。	持分法については、設例を設けて、誤解が発生することの無いよう、周知徹底に努めるべきである。	コメントで提案される内容については、対象とする会計基準等を受け入れ難いとするまでの状況にないと考えられる。
その他		
12) 国際的な会計基準と整合性を図る観点での日本基準の改正の必要性については、慎重かつ十	<p>(1)コスト・ベネフィット、(2)財務報告の比較可能性、(3)会計基準の高品質化の観点から、我が国リース会計基準を国際会計基準と整合性を図る必要性はないと考え、また、(1)適用企業の範囲（影響が生じる範囲）、(2)経済成長への影響の観点から、わが国リース会計基準を国際的な会計基準と整合性を図ることについては重大な懸念があると考えている。</p> <p>我が国リース会計基準の変更は、中小企業を含む幅広い企業に大きな影響を及ぼすこととなるため、最初の検討ステップである「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及</p>	日本基準の開発についてのコメントであると考えられ、当該開発に係る検討の参考とする。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
分な議論を期待する。	び懸念の検討」においては、幅広い意見を聴取したうえで、慎重かつ十分に議論されることを期待する。	
13) 「削除又は修正」することにより生じるリスクについて十分考慮すべきである。	<p>単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国において IFRS の任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。このため、我々は、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。</p> <p>IFRS のエンドースメント手続は IFRS を我が国の制度に組込む手続としての意義を有するが、我が国が IFRS の任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反しないよう、その手続を構成・運用することが重要である。IFRS のエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用という IFRS を用いる本来的意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に悪影響を及ぼす可能性もある。貴委員会はこれまでのところ IFRS の削除又は修正に相応に慎重に取り組んでいると考えるが、今後も、エンドースメント手続の本質的な意義を踏まえ、削除又は修正を行うリスクを十分に踏まえた対応の継続をお願いしたい。</p>	左記コメントについては、今後のエンドースメント手続の参考とする。
14) エンドースメント手続は適時に行われるべきである。	これまでのエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在すると考えている。我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、会計基準が適時に設定されることは、会計基準および会計基準設定という行為の品質を示す要素であり、企業の財務報告の品質に影響する重要な要素の一つと考えている。今後進められると想定されている IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）を対象とした活動を含め将来のエンドースメント手続がより適時に完了されるべく、2017 年 10 月公表の修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成され	IFRS 第 16 号のエンドースメント手続については、基本的には、発効日及び適用に要する準備期間の確保を念頭にエンドースメント手続を適時に実施することとしており、そのような想定よりエンドースメント手続の完了が遅くなる場合でも発効日までにエンドー

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る会計基準)』の改正案」の「コメントの募集」で示された「(参考)今後のエンドースメント手続の進め方」に基づいて、エンドースメント手続が適時に行われることを継続して期待している。</p>	<p>スメント手続が完了するように取り組んでおり、この点は他の IASB から公表された会計基準等に関するエンドースメント手続と同様である。</p>
<p>15) 修正国際基準について将来に向けた取組みを再検討すべきである。</p>	<p>修正国際基準の開発・維持には、貴委員会を中心にわが国市場関係者の貴重な資源・時間が投入されている一方、修正国際基準を適用する企業が存在しない状況が継続してきた。さらには IFRS 第 17 号へのエンドースメント手続の終了後には大型の基準書を対象としたエンドースメント手続は当面一段落することになる。ついては、修正国際基準の開発・維持を行う意義について、これまでの活動の費用対効果も踏まえたレビューを行い、将来に向けた取組みを再検討することが適当ではないかと考える。</p>	<p>我が国の会計制度に関するコメントである。当委員会は、企業会計審議会の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、修正国際基準の開発を行っている。なお、寄せられたコメントは制度を所管している金融庁に伝える。</p>
<p>16) IFRS のように開発費の資産計上について我が国の会計基準を改正すべきである。</p>	<p>日本公認会計士協会の平成 31 年度税制改正要望書では、個別財務諸表（会社法適用企業を含む）に対する IFRS の選択適用を認めるべきであるとの記載がある。</p> <p>JGAAP では R&D 費用が一律費用処理されるという、他の先進国には見られない異様な制度となっているからである。財務諸表等規則する手もあるが、企業会計基準を改正して、IFRS のように R&D 費用の一部を「無形固定資産」に計上すべきであると考えられる。</p>	<p>我が国の会計制度全般に関するコメントである。</p>
<p>17) 「削除又は修正」を行っている 2 項目については、IASB が採用するように働きかけるべきである。</p>	<p>JMIS の趣旨に賛同している。それは次の理由による。</p> <p>「のれん」の償却は激変緩和のためのセイフティー・バルブとして非常に有用である。</p> <p>また、「利益」の本質を考えた場合、OCI の全てをリサイクル対象とすることが妥当であると考えられる。</p> <p>JMIS は、残念ながら、世間での認知は高くないのが現状であるため、ASBJ として、更に積極的に発信を行うとともに、国政への働きかけも強化するべきである。</p>	<p>修正国際基準において「削除又は修正」を行っている 2 項目については、これまで、IASB に対するコメント・レターの提出のほか、ASAF 会議への資料の提出、リサーチペーパーの公表などを行い、積極的な意見発信を行っている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>18)我が国の「リースに関する会計基準」におけるリース期間1年以内の短期のリース取引に関する簡便的な取扱いを廃止すべきである。</p>	<p>現行の JGAAP では、「リース期間が1年以内ならばオフバランスを認める」という例外規定があるが、リース対象品の中には非常に高額なものもあり、2008年のリースのオンバランス化の改正の趣旨を考えると、これは廃止するべきであると考えられる。</p>	<p>る。 日本基準についてのコメントである。</p>

以 上